

## 建設キャリアアップシステム (CCUS)

◆CCUSは、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組みで、業界団体と国が連携して普及を推進しています。

◆これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が成長する**建設業を目指しています。

### <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：(一財)建設業振興基金



建設キャリアアップシステムによる技能者の処遇改善 ～システムへの登録と利用促進、処遇改善への行程～

### STEP1

システムへの  
登録促進

### STEP2

現場での  
利用の促進

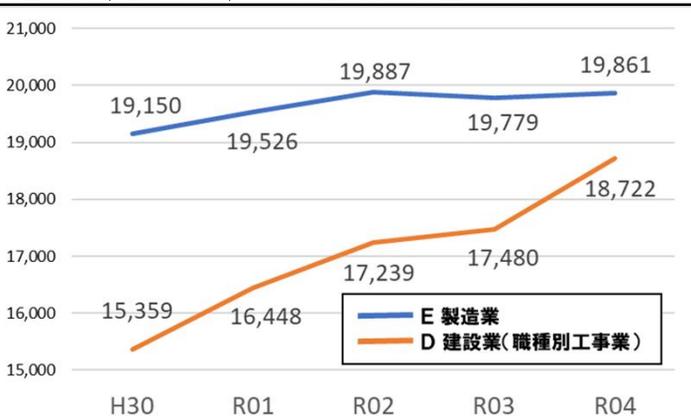
### STEP3

技術者の処遇等  
への反映

新3Kの実現  
(給料・休日・希望)  
技能者の技能・経験の評価  
技術者の入職・定着促進

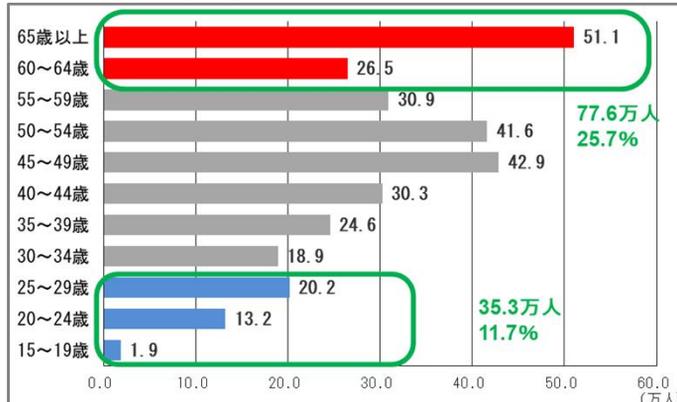
## 【参考】建設業を取り巻く現状

■建設業（職別工事業）の一日当たりの賃金の推移



(出典)厚労省「毎月勤労統計調査」(D建設業-D07職別工事業、事業所規模5人以上)より国交省で作成  
\*「職別工事業」…主として下請として工事現場において建築物又は土木施設等の工事事務の一部を構成するための建設工事を行う事業所

■年齢階層別の建技能者数



○60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。  
○これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

➡担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上を一体として進めることが必要

総務省「労働力調査」(令和4年平均)を基に国交省で作成

- 工事の品質確保には、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠です。
- 民間工事においても、建設企業によるCCUSの活用や、技能者がカードを利用できる環境整備が図られるよう、元請企業による現場登録やカードリーダーの設置などについてご配慮をお願いいたします。

◆「注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、受注者側からの協議に応じず、必要な変更契約を行わなかった結果、その建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となっている場合には、建設業法に違反するおそれ」があります。

▶ 原材料費等の高騰下において建設企業が賃上げするには、サプライチェーン全体で適切に価格転嫁していくことが重要です。

### 適切な価格転嫁とは？

最新の原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定に加え、スライド条項の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施が求められます。

### 【参考】スライド条項（民間建設工事標準請負契約約款）

← 詳細は ↓

○民間建設工事標準請負契約約款（甲）（抜粋）  
（請負代金額の変更）

第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

- 五（略） 経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。
- 六（略） 物価、賃金等の変動によって、（略）請負代金相当額が適当でないと認められるとき。



### 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

← 詳細は ↓

上記ガイドラインは、受発注者間の取引において、建設業法に照らし、どのような行為が不適切であるか等を明示しています。

#### 【建設業法違反となるおそれがある行為事例】

当初契約で定めた工期を延長したことにより工事費用が増加したが、受注者からの協議に応じず、書面による契約変更を行わなかった場合



### 優越的地位の濫用（独占禁止法Q&A）

← 詳細は ↓

以下の行為は、「優越的地位の濫用」の要件に該当するおそれがあります。

○原材料価格等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

▶ 発注者が積極的に協議の場を設けることが適切。  
また、受注者からの価格引上げ要請を受け入れない場合には、その理由を形に残る方法で伝えることが適切。



協議の呼び掛けをお願いします



### 事業者名の公表（価格転嫁円滑化に関する調査）

← 詳細は ↓

相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合には、公正取引委員会からその事業者名が公表されることがあります。



### 建設業フォローアップ相談ダイヤル

← 詳細は →



0570-004976

受発注者間や元下間での価格転嫁に関する相談を受け付けています。

